



お知らせ

令和6年4月小・中学校入学のご案内

- 令和6年度 学校選択制について
区内の各小・中学校の受入可能人数枠の範囲内で、入学する学校を選択できます。
- 【対象】区内に居住し令和6年4月に小・中学校へ入学する予定の方
- 通学区域の学校を選択した場合は、必ずその学校に入学できます。
- 通学区域の学校以外を選択された方が、学校ごとの受入可能な人数より多ければ、抽選(公開)で決定します。
- 学校選択制により兄・姉が既に入学している学校を選択した場合は、抽選時に優先されます(ただし、必ず入学できるものではありません。また、施設一体型小中一貫校を除きます)。

◆施設一体型小中一貫校

いまみや小中一貫校・小中一貫校むくのき学園・やたなか小中一貫校・咲洲みなみ小中一貫校・日本橋小中一貫校、中之島小中一貫校は、校区に関係なく選択できます。

●学校案内および希望調査票の送付について

8月下旬には、令和6年4月入学予定者の方に、各小・中学校を紹介した『学校案内』冊子と学校選択制の『希望調査票』を送付します。

『希望調査票』に必要事項を記入し、10月31日(火)までに区役所へご提出ください。
※詳しくは学校案内をご覧ください。

【問合せ】保健福祉課(子育て支援)
5階52番窓口 ☎06-6659-9824

●障がいのあるお子さまの入学・進学

障がいのあるお子さまの入学・進学については、本人や保護者の意向を尊重して決定します。

就学・進学に関する相談や情報の提供については、通学区域の小・中学校にご連絡していただきご相談いただきますようお願いいたします。

【問合せ】大阪市教育委員会指導部インクルーシブ教育推進室 ☎06-6327-1016

外国人の子どもが日本の学校に入るとつづきのお知らせ

令和6年(2024年)4月に「大阪市立小学校」・「大阪市立中学校」へ入りたいときは、令和5年(2023年)9月29日(金)までに、区役所窓口サービス課(住民情報担当)で、つづきをしてください。

○学校へ入ることができる子ども

- 小学校 平成29年(2017年)4月2日から平成30年(2018年)4月1日までに生まれたひと。
- 中学校 令和6年(2024年)3月に小学校を卒業するひと。

【問合せ】窓口サービス課(住民情報)
1階11番窓口 ☎06-6659-9963

大阪市国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の方は特定健診を受けましょう!

【対象】昭和59年3月31日以前に生まれた方(40歳以上)

生活習慣病は自覚症状のないままに進行し、障がいや寝たきり、死亡の原因となることがあります。

生活習慣病の予防や早期発見のため、必ず年に1回、特定健診を受診しましょう!

【問合せ】受診券に関すること 窓口サービス課(保険年金 保険)
6階61番窓口 ☎06-6659-9956
健診内容・場所に関すること 保健福祉課(地域保健)
2階21番窓口 ☎06-6659-9882

各種現況届・所得状況届を提出してください

現在各種手当を受給されている方に、お知らせ文書をお送りします。引き続き手当を受給するためには手続きが必要です。

①特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当

【提出書類】現況届
【提出期間】8月10日(木)~9月13日(水)
【注意事項】期間内に提出されないと、手当の支給が遅れる場合があります。なお、前年の所得額等により、支給が停止されることがあります。

②児童扶養手当

【提出書類】現況届
【提出期間】8月31日(木)まで
【注意事項】8月10日(木)までにお知らせ文書が届かない場合はご連絡ください。提出がない場合は、令和6年1月期からの児童扶養手当を受給することができなくなります。

③特別児童扶養手当

【提出書類】所得状況届
【提出期間】8月10日(木)~9月11日(月)(土・日・祝日を除く)
【注意事項】8月10日(木)までにお知らせ文書が届かない場合はご連絡ください。提出がない場合は、令和5年11月期からの特別児童扶養手当を受給することができなくなります。

【問合せ】①保健福祉課(地域福祉)
5階51番窓口 ☎06-6659-9857
②③保健福祉課(子育て支援)
5階52番窓口 ☎06-6659-9824

国民健康保険からのお知らせ

①「国民健康保険料のための所得申告書」の提出をお願いします

国民健康保険では、税の申告が不要な方を含め、すべての加入者の所得状況を把握する必要があります。

そのため、令和4年中の所得を申告されていない方のいる世帯へ「国民健康保険料のための所得申告書」を7月に送付しています。

国民健康保険料の軽減(7・5・2割)および減免は、世帯全員の所得によって判定します。所得の不明な方がいる場合、軽減・減免を受けられませんので、必ず提出をお願いします。

②国民健康保険被保険者証に点字シールを貼ることができます

10月の国民健康保険被保険者証(以下、「保険証」という)の更新の際、視覚障がいのある方(希望者)の保険証に「ほけんしょー」と表記した点字シールを貼って送付します。

ご希望の方は、電話でお申し込みください。

③柔道整復師による施術(整骨院・接骨院など)を受けられる方へ

整骨院・接骨院で国民健康保険が使えるのは、医師や柔道整復師に、骨折・脱臼・打撲およびねんざ等(いわゆる肉ばなれを含む)と診断され、施術を受けたときに限られています。

※骨折および脱臼の場合、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

■注意点

- ①ケガの原因を正しく伝えてください。
- ②「柔道整復施術療養費支給申請書」の委任状欄に署名するときは、請求内容に間違いがないか必ず確認してください。
- ③同一のケガについて、同時期に柔道整復師の施術と医療機関の治療を重複して受けることはできません。
- ④必ず領収証をもらいましょう。

【問合せ】窓口サービス課(保険年金 保険)
6階61番窓口 ☎06-6659-9956

8月は「こども110番月間」です

もしものときに、子どもたちが助けを求められることができるように、地域の協力家庭や事業所等が目印となるステッカーを掲げています。学校や家の近くの「こども110番の家」を探してみましょう。



西成区では新たな協力家庭・事業所を随時募集しています。

詳しくは区役所ホームページをご覧ください。

【問合せ】保健福祉課(子育て支援)
5階52番窓口 ☎06-6659-9824



あなたが抱えている生活の不安や心配をお聞かせください！ ひとりで悩まずご相談ください！ 生活自立相談支援窓口「はぎさぼーと」

- 住むところがない、家賃が払えない・・・
 - 仕事が見つからない・・・
 - 家族のことで悩んでいる・・・
 - 社会に出るのがこわい・・・ など
- あなたのその悩み、「はぎさぼーと」と一緒に解決しましょう！相談は無料、秘密は厳守します。
おひとりで抱え込まず、まずは話してみませんか？

【問合せ】はぎさぼーと
(西成区社会福祉協議会・大阪自彊館共同体)
6階64番窓口
☎06-6115-8070



マイナンバーカードの受け取りをお急ぎください

マイナポイント第2弾(最大20,000円分のマイナポイントが付与)の申込期限は9月末までとなっています。期限を過ぎるとマイナポイントの申込みができませんのでお早めにお申し込みください。

マイナンバーカードは案内はがきに記載されている期限を過ぎても一定期間区役所で保管しています。マイナンバーカード保管の有無を区役所へ確認したうえで、マイナンバーカードの受け取りにお越しください。

マイナンバーカードの受け取りは原則として申請者本人の来庁が必要ですが、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、代理人に受け取りを委任することができます。詳しくは大阪市のホームページをご覧ください。

【問合せ】窓口サービス課(住民情報担当)
1階11番窓口 ☎06-6659-9963



飼い犬が死んだとき、住所が変わったとき

鑑札交付され、登録した飼い犬が「死んだとき」、「飼い主の氏名、所在地が変わったとき」などは、届出が必要です。

犬の死亡届、所在地変更届(大阪市内の他区から西成区へ、または西成区内で引っ越しした場合)について、大阪市行政オンラインシステムを利用した電子申請が可能となりました。こちらもご活用ください。所在地変更届について、大阪市外から西成区へ引っ越しした場合は、犬鑑札をご持参の上、西成区役所2階21番窓口にお越しください。マイクロチップを装着し、指定登録機関へ登録されている方は、そちらで手続きを行ってください。

【問合せ】保健福祉課(地域保健)
2階21番窓口 ☎06-6659-9973

